

國學院大學学術情報リポジトリ

コメント

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 裕樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001520

《コメント一》

清水 裕樹

【清水(裕)】皆さん、こんにちは。渋谷区環境整備課きれいなまちづくり係の清水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。先ほどのお話を受けて、我々渋谷区の環境整備課きれいなまちづくり係がどんな仕事をしているのかについて、簡単に私のほうからコメントをさせていただきます。

お三方からは、最近では、いろいろなところに拠点があつて、様々な働き方をしているという話があり、確かにそのとおりだと思います。私自身の話をする、と、大学を卒業してすぐに渋谷区役所に入区し、それから十数年、渋谷区で働き続けておりますので、お話にあつたような昨今の働き方とはちよつと違う、一つの企業にずっと勤め続けているという立場の人間です。

ただ、やはり仕事で民間企業の方とご一緒するときにいろいろとお話を聞きますが、最近では、傍嶋さんや松嶋さんのように、いろいろなところに所属して、様々なことをやられている方が非常に多いという印象を受けております。そのため、そのような働き方がどんどん進んでいくのではないかと思います。

それでは早速、①「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」、②「きれいなまちづくり係の業務内容」、③落書き対策事業の三点についてお話をさせていただきます。

①きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例

「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の第一条をご覧ください。本条例の目的については、「この条例は、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる」という理念の下に、吸い殻、空き缶等の投げ捨て、落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去及び青少年育成にとつて良好な環境の整備に關し必要な事項を定め、もつて美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする」とありますように、吸い殻、空き缶、落書きなどの防止、空き地の雑草除去など、「良好な環境の整備」に關して必要な事項を定めるものとなっております。その後、第二条から第十三条までいろいろな事項が書いてありますが、第十四条では落書きに關する記載が次のように出てきます。「土地、建物及び工作物を所有し、又は管理する者は、落書きが放置されているため地域の美觀を著しく損なう状態にあるときは、落書きを消去し、原状の回復を図るとともに、良好な状況の維持に努めなければならない」とありますように、土地とか建物を所有、もしくはは管理している方については、落書きを消去して原状の回復に努めなければなりませんよと書いてあります。これが条例に定める前提の話になります。

②きれいなまちづくり係の業務内容

続いて、環境整備課きれいなまちづくり係が何をしているのかというところを説明してまいります。我々の係は美化啓発事業と分煙対策推進事業という二つの軸を立てておりまして、前者は「まち美化」ともいっております。後者が分煙対策、つまりたばこに關する仕事です。それらが細分化されて、落書き対策、ボランティア支援、ばい捨て対策、喫煙所整備、路上喫煙対策の五つに分かれております。この五つが我々の係の業務内容となっております、本

日はこの中の落書き対策に関するお話をさせていただきます。

③落書き対策事業について

落書き対策については、もともと渋谷駅周辺をはじめ渋谷区内には落書きが多く、安全、安心なまち「渋谷」のイメージを低下させているという事情がございました。一方、条例(「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」)の第十四条では、先ほども申し上げましたとおり、所有者等に対して、落書きを消去して原状の回復を図ってください、という義務を定めていましたが、落書きの被害が後を絶たなかったため、令和三(二〇二二)年度より「渋谷区落書き対策プロジェクト」というものを実施いたしました。

全体像としては、行政を中心として、地域、ボランティア、事業者、警察、メディア等々を巻き込んで、渋谷から落書きをなくすムーブメントを起こそうというところから始まっております。たとえば、メディアであれば、テレビとか新聞で取り上げられたり、警察であれば落書き犯が逮捕されたりしたという事例もございます。

現状、落書きについては、区が主体となって消去するという事業を実施しております。落書き消去事業は、まず、区民等が落書きを発見して、それを通報してもらう。それをもとに現場の調査をして、落書きの消去に移るという流れで実施しております。この落書き消去事業を令和三(二〇二二)年度から委託しているのが一般社団法人CLEAN & ARTで、傍嶋さんにはしばらく渋谷区と一緒に仕事をしていただいているところでございます。

落書きの消去の進捗状況につきましては、令和五(二〇二三)年の十二月末現在の数字で、毎年四千平米前後の落書きを消去しております。「落書き対策プロジェクト」は令和五(二〇二三)年度をもって終了し、約一万二千平米の落書きを消去することができた。令和六(二〇二四)年七月十二日からは「落書き対策プロジェクト セカンドステージ」として「らくがき消去サポーター

事業」が開始された」。

落書き消去以外の取り組みも簡単にご説明をいたします。マナー啓発動画の放送については、直近のものをご紹介させていただきますと、令和五(二〇二三)年末(十二月二十二日)に『SPY×FAMILY』の映画が公開された(劇場版SPY×FAMILY CODE:White 配給:東宝、2023「劇場版SPY×FAMILY」制作委員会)際に、映画に関して東宝株式会社と連携をする機会がございまして、その中でマナー啓発に関する動画をつくっていただきました。落書きに関する記載だけではなく、ポイ捨てやたばこに関する内容の動画を約一か月間(令和五(二〇三)年十二月十五日〜令和六(二〇二四)年一月十四日)渋谷の中(渋谷区役所内サイネージ(電子掲示板)、渋谷駅周辺の電光掲示板七か所ほか)で流したことがございます。

また、落書き消去講座については、落書きに関する興味や、消去する方法を知ってもらおうということで、令和五(二〇二三)年度は全六回実施しております。受講者は様々で、たとえば、渋谷区内の大学の大学生や職員の方もいらつしましたし、飲料メーカーの社員の方には、自社の自動販売機にされた落書きを消すことをやっていただきました。内容としては、実際の落書きの消去と、加えて、CLEAN&ARTの傍嶋さんから落書きに関する講座も実施していただきました。こうした事業を、環境整備課きれいなまちづくり係で実施しております。何かこのようなことで興味がある方がいらつしゃれば、渋谷区公式ホームページ(<https://www.city.shibuyakyo.jp/>)等に我々の連絡先が掲載されておりますので、お気軽にご連絡をいただければと思います。

私からのお話は以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。